

第一種施設に係る受動喫煙対策について（学校、病院、児童福祉施設等関係）

（2019年7月1日から原則敷地内禁煙）

1 第一種施設の対象について

改正法では、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設としています。このうち、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設については、具体的には、通知の2～5ページで列挙されているところです。

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

1 第一種施設の対象（新法第28条第5号関係）

(1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政令第3条及び新規則第12条から第14条まで関係）

（略）

通知で列挙されている、国関係の施設を除く主な施設は以下のとおりです。（法令の根拠条文や除外規定については、通知をご確認ください。）

○学校関係（教育施設関係）

①学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校

⑨様々な法令に規定する教育施設（保育士を養成する施設、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成施設、理容師養成施設、栄養士の養成施設、助産師養成所、保健師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所、歯科衛生士養成所、養護教諭養成機関、幼稚園・小学校・中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに栄養教諭の教員養成機関、社会福祉法に規定する養成機関、自動車整備士の養成施設（一種養成施設）、診療放射線技師養成所、歯科技工士養成所、美容師養成施設、臨床検査技師養成所、調理師養成施設、理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設、製菓衛生師養成施設、柔道整復師養成施設、視能訓練士養成所、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する養成施設、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、言語聴覚士養成所、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に規定する施設、農業改良助長法施行令に規定する教育機関、学校教育法施行規則に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設 等） 等

※20歳未満の者が主として利用する教育施設が、第一種施設の対象とされています。

○病院等関係

⑩医療法に規定する病院、診療所、助産所

⑪医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局

⑫介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院

⑬難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター

⑭施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行

う場所をいう。)の用途に供する施設 等

※特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどは第二種施設となります。

○児童福祉施設等関係

⑮児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第59条第1項に規定する施設

⑯母子保健法に規定する母子健康包括支援センター

⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 等

2 特定屋外喫煙場所について

第一種施設は「敷地内禁煙」とされていますが、第一種施設の屋外の一部を、特定屋外喫煙場所とすることができます。ただし、①喫煙場所の区画、②標識の掲示、③利用者が通常立ち入らない場所への設置等の受動喫煙を防止するための措置が必要です。

また、敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないとされています。

具体的には、以下のとおりです。(通知 6 ページ)

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

2 特定屋外喫煙場所 (新法第 28 条第 13 号関係)

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。(新規則第 15 条関係)

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例(別添 3)をお示ししているので御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

(参考) ②特定屋外喫煙場所における標識例 (別添3)



喫煙場所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

○その他、主な留意点について、Q & A形式でお示しします。

(施設類型が複数ある場合の適用関係)

Q 例えば、病院の敷地内に飲食店がある場合、飲食店も禁煙となるのか。

A 禁煙になります。

Q 例えば、ショッピングセンターなどの複合施設の中に診療所がある場合、複合施設全体が敷地内禁煙になるのか。

A 複合施設全体が敷地内禁煙になるのではなく、診療所に限り、禁煙になります。

(通知の 17 ページ「第 10 適用関係」参照)

(規制の適用除外)

Q 大学の敷地内にある、寮や宿舎の個室では、禁煙になるのか。

また、病院や診療所の個室では、禁煙になるのか。

A プライベートな居住場所は、規制の適用除外とされており、第一種施設である大学の敷地内にある、寮や宿舎の個室についても、法律上、喫煙は禁止されていません。(ただし、管理運営上等の理由で、寮や宿舎の個室を禁煙にすることを妨げるものではありません。) 他方、病院や診療所、介護老人保健施設の個室は治療を目的として利用するものであり、個室であっても、禁煙になります。

施設		規制の適用
寄宿舍・入所施設 (※)	個室	適用除外
	多床室、共用部	原則禁煙 (喫煙専用室設置可)
病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院	個室	禁煙
	多床室、共用部	禁煙

(※) 特養、有料老人ホーム、グループホーム、サ高住、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設等

(通知の 18 ページ「第 11 改正法の規制の適用除外」参照)

(特定屋外喫煙場所)

Q 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、関係者以外立入禁止の場所ということか。

A 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、施設の利用者が喫煙目的以外には通常立ち入らない場所ということであり、関係者以外立入禁止の場所というものではありません。

(施設の「屋内」及び「屋外」)

Q どこまでが施設の「屋内」で、どこからが「屋外」に該当するのか。

A 通知では、「改正法の規制の対象となる施設の『屋内』とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については『屋外』となること。」とされています。

(通知の2ページ「第22(2) 施設の『屋内』及び『屋外』」参照)

(加熱式たばこ)

Q 第一種施設内で、アイコス、ブルームテック、グローといった加熱式たばこを喫煙することはできるのか。

A 加熱式たばこについても、通常のたばこと同様に、第一種施設内では、特定屋外喫煙場所を除き、喫煙することはできません。

○厚生労働省では、特設 Web サイトを設けて、改正内容を分かりやすく周知しています。

▼「なくそう！望まない受動喫煙」特設 Web サイト

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

▼「標識」ページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

▼通知関係の掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html#h2_free11

○香川県ホームページでも、必要な情報を掲載しています。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_2/dir1_2_7/index.shtml

○本法律に基づく指導等は、保健福祉事務所等（保健所）が行います。個別具体的な点については、最寄りの保健福祉事務所等にお問い合わせください。

名称	管轄市町	電話番号
小豆総合事務所 保健福祉課	土庄町・小豆島町	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	さぬき市・東かがわ市・三木町・直島町	0879-29-8250
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡 ・仲多度郡	0877-24-9961
西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	観音寺市・三豊市	0875-25-3082

※高松市内の施設については、高松市保健所が指導等を行います。